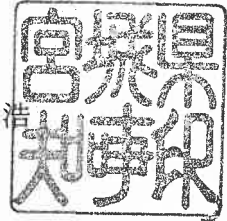


環 対 第 1 9 8 号
令 和 元 年 9 月 2 日

株式会社グリーンパワーインベストメント
代表取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 宮城山形北部風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について
(通知)

令和元年6月4日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 渡邊

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 宮城山形北部風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、大崎市、加美町、山形県尾花沢市及び最上町において、総出力 300,000kW 程度（定格出力 3,000kW～4,000kW 級、風力発電設備 70～90 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、本事業は、県内でも例のない大規模風力発電事業であり、事業実施想定区域（以下「事業区域」という。）は、大部分が緑の回廊、保安林等に指定されている地域であるため、事業の実施に当たっては、事業区域の大幅な見直しを含めた特段の環境配慮が必要である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

事業区域の大部分は「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。

このことから、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という）の検討に当たっては、関係機関や専門家の意見を取り入れ、周辺的生活環境及び自然環境並びに景観等への影響に最大限配慮すること。

(2) 累積的な影響等

事業区域の近隣で計画されるダム事業や風力発電事業について、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や事業者相互の情報交換等に努め、累積的影響を含めた生活環境（騒音、超低周波音、風車の影及び景観）等への影響について、適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討し、重大な影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 事業計画等の見直し

イ 事業区域の大部分が、緑の回廊、保安林、鳥獣保護区等に指定されている地域であるため、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このことから、事業区域の大幅な見直しを行うこと。

特に、事業区域に含まれる緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、事業区域から除外すること。

ロ 上記のほか，2により，事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，事業区域の見直しを行うこと。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民，立地する大崎市や加美町及び関係者に対して，環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに，理解を得た上で事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 水環境に対する影響

事業区域及びその周辺は，ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年条例第42号）で定める水道水源特定保全地域に指定されている。また，水源かん養保安林にも指定されているなど，水道や農業用水の水源として重要な地域である。

このことから，風力発電設備等の配置等の検討に当たっては，水環境への影響を適切に調査，予測及び評価し，その影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

事業区域及びその周辺に存在する重要な地形（屏風岩）については，事業区域から除外すること。また，土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）及び地すべり地形については事業実施による影響を調査，予測及び評価し，重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，それらの箇所及び周辺を事業区域から除外すること。

(3) 動物に対する影響

事業区域及びその周辺では，希少猛禽類であるクマタカ等の生息や渡り鳥の渡りルートが確認されている。このため，風力発電設備等の配置等の検討に当たっては，適切に調査，予測及び評価し，その影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 植物に対する影響

事業区域内には，植生自然度の高い森林がまとまって存在しているほか，加美町と山形県最上町との境界周辺は，特定植物群落（翁山・小国川源流のブナ自然林）に選定されているなど，植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域と考えられる。このことから，事業実施による影響を調査，予測及び評価し，重大な影響を回避すること。

(5) 生態系に対する影響

事業区域及びその周辺で，イノシシ，ニホンザル，ハクビシン，クマ等の生息が確認されており，事業実施によりこれらの種の生息環境への影響が懸念されるため，資料の収集や専門家等の意見を取り入れるなど，適切に調査，予測し，その影響を回避又は十分に低減すること。

(6) 景観に対する影響

薬菜山及び鳴子温泉郷については、非常に重要な景観資源であることから、以下に留意の上、特別に慎重な対応を取ること。

イ 薬菜山及び鳴子温泉郷の景観について、風力発電設備等の存在による影響を回避又は十分に低減すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な眺望点となる施設等の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体（以下「関係者等」という。）の意見を踏まえること。

ロ 景観の調査地点については、川渡温泉、鳴子温泉、中山平温泉、陸羽東線の車窓、国道47号沿線、漆沢ダム、二ツ石ダム及び陶芸の里温泉交流センターを追加すること。

ハ 景観の予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュ法のほか、風力発電設備の稼働による誘目性を適切に把握するため、動画による手法を設定すること。

ニ 事業区域の一部は、国連食糧農業機関によって世界農業遺産に認定された区域であることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、関係者等の意見を十分に踏まえること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

イ 事業区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

ロ 事業区域及びその周辺には、ふるさと緑の道や最上海道のほか、田代キャンプ場、ジャパンエコトラックのルートが存在しており、アウトドアイベントも開催されていることから、これらの人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。